特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童 扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特 定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために 適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り 組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による支給に関する事務						
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当に関する各種届出の受付けや 県への進達等に関する事務を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)受給資格、手当額の認定の請求の受理及びその請求にかかる事実についての審査に関する事務 (2)額改定請求の受理およびその請求に係る事実についての審査に関する事務 (3)届出等の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務						
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル名							
特別児童扶養手当等ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項 別表第一 46·47の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37·38条						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66·67·68·69·85の項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の9·12·15·19·56の2·85·87の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8·10の2·11の2·13の2·30·44条						
5. 評価実施機関における	· 担当部署						
①部署	健康福祉部障害福祉課						
②所属長の役職名	障害福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	廿日市市健康福祉部障害福祉課						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号 電話: 0829-20-0001(代表) 0829-30-9152(直通)						
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7:	年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	根提供ネットワー	ークシステムをi	画じた提供を除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>			
判断の根拠	・システムへの入力及び閲覧について、ICカードとパスワードによる認証によって限定し、年度ごとにアクセスが可能な職員の名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 ・必要情報のシステムへの入力、申請書等の広島県への進達、認定通知等の申請者への発送などについて、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしていることなどから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 確限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>			
判断の根拠	・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。通常、担当課で情報の移動(持ち運び)の為のUSBメモリの使用は行っていない。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っていることなどから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。			

変更箇所

変更箇	<u>'T</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担 当部署②所属長の役名	障害福祉課長 寺岡 慶治郎	障害福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法律上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第16、19、2 6、30、56の2、57、85、87、116の項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二第66の項	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第16、19、2 6、30、56の2、57、85、87、116の項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66の項	事前	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報の取扱いに 関する問い合わせ 連絡先	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年5月2日	I 関連情報 8 特定個人情報の取扱いに 関する問い合わせ 連絡先	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9152 (直通)	廿日市市健康福祉部障害福祉課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13 番1号 電話:0829-20-0001(代表) 0829-30-9152 (直通)	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 ③システムの名称	特別児童扶養手当システム	特別児童扶養手当システム、総合行政システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	特別児童扶養手当ファイル	特別児童扶養手当等ファイル	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(1)番号法第9条第1項 別表第一 46の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第37条	(1)番号法第9条第1項 別表第一 46・47の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第37・38条	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第16、19、2 6、30、56の2、57、85、87、116の項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第37条	(1)情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二第66・67・68・ 69・85の項 (2)情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の9・12・15・ 19・56の2・85・87の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第8・10の2・11の2・13の2・30・44条	事後	
令和5年9月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[O]接続しない(入手)	十分である	事後	
令和5年9月5日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[〇]接続しない(提供)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(4)手当証書に関する事務	削除	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	